

<今回>192回目 2016年7月15(金)16時~18時 1503号室  
読書は8冊目「邪馬壹国の論理」13P厳正な資料処理を貫く より

<前回>191回目(16-7-4) 出席者9名

資料 16-07-04-1 前回のまとめ(清水)

-2 榎一雄氏の反論(15回分)(富川)

-3 同最初の3回分ワープロ化文(富川)

#### A 報告

富川さんからさっそく読売新聞社に掲載の切り抜きを苦労されて持ってきて下さった。原紙は全体に黄ばみ、もろくなってきて今にも破れんばかりの様子だったそうである。それで最初の3回分をワープロしてくれていたので、早速読みあわせた。

津多家で会食9名、16984円(2000円・3人+1800円・4名+1500円2名) —784円

B 資料 -2)は15回分の読売新聞掲載の切り抜きコピー、-3)は最初の3回分のワープロ化文。これを本を読む前に読みあわせた。一般読者を意識しているので解説の分は長い、重要な点を確認していく。(1)紹熙本が正確無比なものであって一字の変改も許されずその通りに受け取り解釈すべきものというが、壹の用例86について吟味している(2)臺の用例の内唯一回しか出ていないものは正しいかどうかは別に証明を要する(3)辟諱の風習 司馬懿を壹に張益(後漢書卷9靈帝本紀中元5年3月条)はしているが某壹は正しいかどうか慎重な調査が必要(ないことが証明できるのか)絶対的に使用出来るかどうかの検討(紹熙本)(4)調査が本文だけでなく、裴注に及んでいない。刊本の正確性を問題にしているのであるから(刊本は本文と注をあわせて印刷)注がふくまれないと絶対と言いきれるものではない。紹熙刊本の呉志卷16の注に臺の古い形が2つあるというが見当たらない。祖本と考えられた静嘉堂の呉清(呉志)某壹がすべて正確であるとの証明がない以上他の記録に引用されている倭人伝に邪馬台国と引用されている、倭人伝に邪馬台国と記されているのが誤りであることを断定するに足るものではあり得ない。(静嘉堂文庫所蔵本が正しいと紹介されている)(榎氏の反論の言い回しが難しい)

#### C 読書「邪馬壹国の論理」P6安易な原文改定 から

- 1) 魏晋朝では「臺」一字で天子の宮殿とその直轄官庁(至高文字)を意味した。卑字の中にこの至高文字を使うことはあり得るか。原文を改定するにはその箇所の具体的な証明が必要だ。故三品彰英氏の金言(提言)を紹介している。
- 2) 実在の証拠資料無視 対象を覆っているものは天皇家の影であった。日本列島の中央権力として歴史上存在したのは近畿天皇家以外ありえないというもの。(日本書紀の主張そのもの)
- 3) 削偽定実 偽とは天皇家を中心権力と定めないもの。すでに諸家からもたらされていると詔は述べている。天武天皇の詔は余人の反対を許さぬもの。近畿天皇家に先住した他地域の中央権力が実在した事も、それが天皇家によって認められている。氏族中の氏族たる天皇家自身は紀の神代紀の一書に引用されている。一書に曰くの引用は58個もある。九州に記紀に先じた複数の史書が成立していた。三国史記にも倭文字は97個登場、倭国記事に対する無視 天皇家内の伝承と接続を持たない女王卑弥乎も登場(新羅伝)している。海賊論で片づけている。

後になったが前回読書のまとめを読みあげて、話題豊作の中、終了した。途中雷雨が30分ほど続いた。

次回日程 2016-8-8(月) 14時~18時 302号室

-8-22(月)15時~18時 302号室